



大津市民病院
Otsu Municipal Hospital

総務常任委員会資料

市民病院の地方独立行政法人化について



平成27年12月14日（月）

大津市民病院

1 地方独立行政法人制度について

1 定義・目的（法第2条、第3条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

2 設立手続き（法第7条）

設立団体（大津市）が議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事が認可。

定款の記載項目（法第8条）

- 1 目的
- 2 名称
- 3 設立団体
- 4 事務所の所在地
- 5 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
- 6 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 7 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 8 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。）の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公共的な施設の名称及び所在地
- 9 資本金、出資及び資産に関する事項
- 10 公告の方法
- 11 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

3 財産的基礎等（法第6条、第66条）

- 出資者は地方公共団体に限る。
- 設立される法人の業務に関する設立団体（大津市）の一定の権利・義務は当該法人が承継。

4 役職員の身分等（法第2条第2項、第14条、第17条、第59条、第61条）

- 公務員型と非公務員型があるが、大津市民病院は非公務員型に該当。
- 理事長及び監事は設立団体の長（市長）が任命・解任。
- その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。
- 設立団体から法人への職員の引継、退職手当の通算等について適切に手当て。

5 目標による管理と評価の仕組み（法第25条～第31条、第83条）

地方独立行政法人法により、目標（Plan）→計画（Do）→評価（Check）→業務運営への反映（Action）という一連の流れ（PDCA サイクル）が義務付けられる。

- 中期目標（3～5年）は、設立団体の長（市長）が議会の議決を経て定める。
- 中期計画（3～5年）は、法人が作成し、議会の議決を経て、設立団体の長（市長）が認可。
- 年度計画は、法人が作成し、設立団体の長（市長）に届出。
- 市の附属機関である評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長（市長）に通知し、公表。
- 設立団体の長（市長）は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- 中期目標期間終了時に、設立団体の長（市長）が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

6 財務及び会計（法第33条、第34条、第40条）

- 原則として企業会計原則による。
- 法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成し、提出。設立団体の長（市長）が承認。
- 毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

7 財源措置等（法第41条、第44条、第83条、第85条）

- その性質上法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適切でない経費等については、設立団体（大津市）が負担。
- 設立団体（大津市）からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- 法人が料金を徴収する場合、料金は中期計画に定めて、設立団体の長（市長）が議会の議決を経て行う認可が必要。
- 重要な財産の処分等には設立団体の長（市長）が議会の議決を経て行う認可が必要。

2 現在の経営形態と地方独立行政法人との比較

区 分		現在の経営形態 (地方公営企業法一部適用)	地方独立行政法人
基 本 的 事 項	組 織	・市の組織	・市が設立する法人（市とは別法人）
	経営責任者	・市長	・市長が任命する理事長
	経営目標・ 評価	・法令による義務付けなし (予算、決算は議会による議決、認定)	・法令による義務付けあり ・市長が中期目標を作成、議会の議決を経て公表 ・中期目標達成のため、法人が中期計画を作成、議会の議決を経て、市長が認可 ・中期計画に基づき、法人が毎年度、年度計画を作成、市長へ提出後、公表 ・業務実績は、評価委員会の評価を受け、議会に報告
医 療	患者負担	・診療費は国が定める診療報酬制度による ・診療報酬制度によらない料金（個室料、診断書作成料等）は条例に規定	・診療費は国が定める診療報酬制度による ・個室料、診断書作成料等は、中期計画に定め、議会の議決後、市長が認可
	救急・高度・不採算 医療	・市の政策として実施	・中期目標による市の指示により実施

区 分		現在の経営形態 (地方公営企業法一部適用)	地方独立行政法人
人事・給与	職員の身分・服務	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員 地方公務員法等の服務規定を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 非公務員（法人職員）：労働三権付与 就業規則等で服務を設定
	定員管理・採用	<ul style="list-style-type: none"> 職員定数は条例に規定 採用は人事課等と調整のうえ実施 	<ul style="list-style-type: none"> 職員数は中期計画の範囲内で法人が設定 採用は、法人が独自に随時実施可能
	職員給与	<ul style="list-style-type: none"> 条例で規定 	<ul style="list-style-type: none"> 法人独自の給与制度を設定 支給基準は市長へ届出、公表が必要
財政・経営	予算執行・契約	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法、市の規則等による (予算単年度主義等) 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の適用なし 法人が作成する規程による
	一般会計の負担	<ul style="list-style-type: none"> 総務省繰出基準により一般会計から繰入（地方公営企業法第 17 条の 2 による） 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の経費について、市が運営費負担金を繰入（地方独立行政法人法第 85 条による）
	資金調達	<ul style="list-style-type: none"> 企業債の発行可能 	<ul style="list-style-type: none"> 企業債の発行不可 市からのみ長期借入可能

cf. 法人移行後も引き継がれるもの

退職手当算定期間、地方公務員等共済組合法の適用、地方公務員災害補償法の適用

3 地方独立行政法人移行のメリット

① より市民や現場のニーズに迅速に対応できる

職員定数の制約や人事異動がなくなり、医療スタッフの充実、多様な職種の採用、柔軟な組織の変更、意思決定の迅速化など、医療現場のニーズにより迅速かつ的確に対応できる

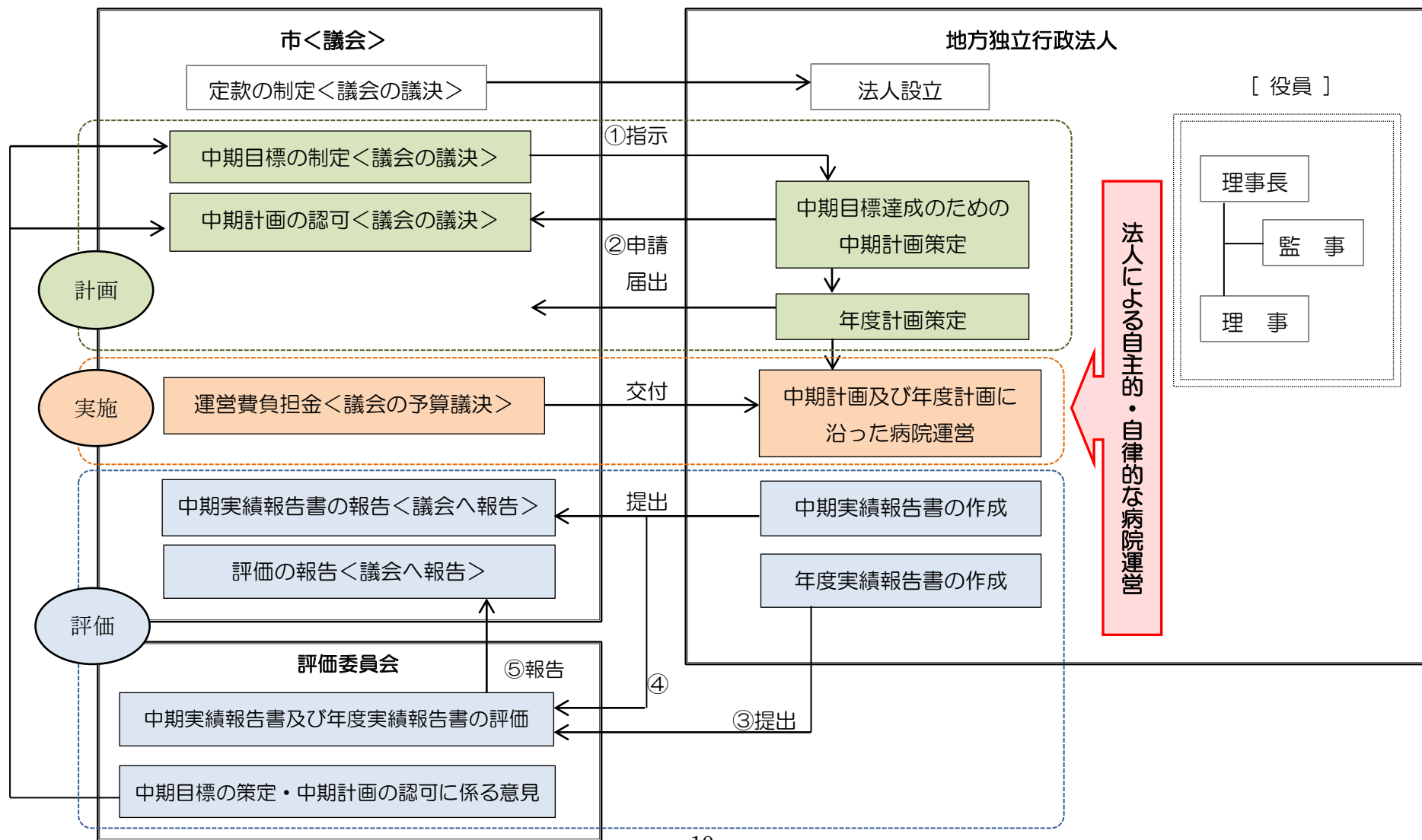
② より健全で効率的な病院運営を行うことができる

地方自治法などの制約がなくなり、経営の自由度が増し、民間的な契約手法の導入による経費削減も図れ、より健全で効率的な経営を行うことができる

③ よりオープンな病院経営をすることができる

評価委員会でのチェック、幅広い情報公開など、外部の意見を取り入れることにより、業務改善を図ることができる

4 市〈議会〉と地方独立行政法人の関係 (概要図)



市〈議会〉と地方独立行政法人の関係について

- ① 市は、法人が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として策定
- ② 法人は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、市の認可を受ける
(また、各年度の年次計画を作成し、市に届出)
- ③ 法人は、各年度終了後、その業務について評価委員会の評価を受ける
- ④ 法人は中期目標期間終了後、中期実績報告書を市に届出、評価委員会の評価を受ける
- ⑤ 評価委員会は、中期目標期間の実績及び各年度実績について評価を行い、その結果を法人に通知し、市に報告

5 地方独立行政法人化移行スケジュール（案）

年 度	月	内 容	年 度	月	内 容
平成 27 年度	8月	法人化表明（8/3） 病院法人移行準備室設置（8/5）	平成 28 年度	10月 1月	評価委員会開催 ・中期計画等審議
	9月	9月通常会議 ・補正予算 （法人化移行準備経費、用地境界復元測量等）		1月	法人設立認可申請
	2月	2月通常会議 ・法人定款 提案 ・評価委員会設置条例 提案 ＜健康保険部提案＞ ・28年度当初予算（法人移行関係経費計上）		2月	2月通常会議 ・中期計画 策定状況議会説明
3月				法人認可	
平成 28 年度	4月 8月	評価委員会開催 ・中期目標等審議	平成 29 年度	4月	法人設立登記 ・中期計画 議会提案
	9月	9月通常会議 ・中期目標 議会提案			
	11月	11月通常会議 ・重要な財産を定める条例 提案 ・承継する財産を定める 提案 ・職員引継ぎ条例 提案 ・病院設置条例の廃止 提案			